○海上保安庁告示第二百七十九号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第一項の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十一年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十七日　　海上保安庁長官　鎗木　久泰

別表第一秋田船川港の項中「新日本石油桟橋」を「ＪＸ桟橋」に改める。

別表第一千葉の項中「ＪＦＥ物流東京物流センター護岸北端から新日本石油市川油槽所護岸東端」を「千葉港葛南市川灯台から56度1,210メートルの地点から340度30分580メートルの地点」に、「日新製鋼市川製造所護岸南東端から京義倉庫市川東浜物流センター岸壁西端」を「千葉港葛南市川灯台から340度30分580メートルの地点から73度1,820メートルの地点」に改める。

別表第一京浜東京区の項中「10号地その１岸壁」を「10号地その１」に、「12号地内貿雑貨ふ頭岸壁」を「辰巳ふ頭」に、「お台場ふ頭岸壁」を「お台場ライナーふ頭」に、「有明商運有明桟橋、13号地その１埋立地ふ頭、清掃局浮桟橋」を「有明ふ頭」に、「青海ふ頭岸壁」を「青海コンテナふ頭」に改める。

別表第一水島の項中「新日本石油精製岸壁」を「ＪＸ日鉱日石エネルギー水島製油所Ａ工場岸壁」に、「ジャパンエナジー桟橋」を「ＪＸ日鉱日石エネルギー水島製油所Ｂ工場桟橋」に改める。

別表第一関門田野浦区の項中「（太刀浦係船岸壁」の次に「及び太刀浦１号物揚場」を「42号」の次に「及び太刀浦１号物揚場」を加える。

別表第一関門小倉区の項中「堺川廃棄物積出桟橋」を「北九州市日明積出基地」に、「九州化学工業岸壁」を「九州化学工業桟橋」に、「新日鉄化学戸畑１号岸壁」を「新日鉄化学戸畑１号桟橋」に、「堺川新日鉄高炉セメントの１設、３設桟橋、原料船岸壁」を「新日鉄高炉セメントの１設、３設桟橋、原料船岸壁」に改める。

別表第一関門若松区の項中「五島商店桟橋」を「五島商店岸壁」に、「江川汚泥桟橋」を「北九州市環境局江川中継所桟橋」に、「三菱マテリアル岸壁」を「三菱マテリアル桟橋」に、「三菱化成重油桟橋」を「三菱化学重油桟橋」に、「三菱化成合成４号桟橋」を「三菱化学合成４号桟橋」に、「二島公共岸壁」を「二島岸壁」に、「三菱化成コークス１号桟橋」を「三菱化学コークス１号桟橋」に、「三菱化成硝酸１号桟橋」を「三菱化学硝酸１号桟橋」に、「黒崎小野田セメント岸壁」を「太平洋セメント岸壁」に改め、「鉄道桟橋」の次に「八幡製鉄」を加え、同部２代・Ｙ・Ｒの項中「三菱化成重油桟橋」を「三菱化学重油桟橋」に、「三菱化成合成４号桟橋」を「三菱化学合成４号桟橋」に改め、同部２代・Ｙ・Ｄの項中「黒崎小野田セメント岸壁」を「太平洋セメント岸壁」に改め、同部２代・Ｙ・Ｂの項中「鉄道桟橋」の次に「八幡製鉄」を加え、同部２代・Ｙ・Ｗの項中「岬ノ山岸壁」を「岬ノ山岸壁」に改め、同部２代・Ｙ・Ｚの項中「１号から５号」を「１号から５号」に、同部２代・Ｙ・Ｘの項中「日華油脂岸壁」を「㈱Ｊ－オイルミルズ若松工場岸壁」に、「日立金属東岸壁」を「日立金属東岸壁」に、「東海鋼業岸壁」を「㈱トーカイ岸壁」に改め、同部２代・Ｙ・Ｈの項中「安瀬南泊地」を「安瀬南第１泊地」に、「響灘係船ドルフィン」を「響灘南岸壁」に、「響灘公共岸壁」を「響灘コールセンター第１岸壁」に、「ひびきコールセンター岸壁」を「響灘南岸壁」に、「戸畑共同火力重油ドルフィン」を「戸畑共同火力重油桟橋」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第二百八十号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第二項の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する記号（平成七年海上保安庁告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十七日　　海上保安庁長官　鎗木　久泰

別表４秋田船川港の表２代・Ｅ・Ｎの項中「新日本石油桟橋」を「ＪＸ桟橋」に改める。

別表６千葉港の表２代・Ｉ・Ｗの項中「ＪＦＥ物流東京物流センター護岸北端から新日本石油市川油槽所護岸東端」を「千葉港葛南市川灯台から56度1,210メートルの地点から340度30分580メートルの地点」に改め、同表２代・Ｉ・Ｅの項中「日新製鋼市川製造所護岸南東端から京義倉庫市川東浜物流センター岸壁西端」を「千葉港葛南市川灯台から73度1,820メートルの地点から72度510メートルの地点」に改める。

別表７京浜港の表東京区の部２代・Ｍの項中「10号地その１岸壁」を「10号地その１」に、「12号地内貿雑貨ふ頭岸壁」を「辰巳ふ頭」に改め、同部２代・Ａの項中「お台場ふ頭岸壁」を「お台場ライナーふ頭」に改め、同部２代・Ａの項中「有明商運有明桟橋、13号地その１埋立地ふ頭、清掃局浮桟橋」を「有明ふ頭」に改め、同部２代・Ｒの項中「青海ふ頭岸壁」を「青海コンテナふ頭」に改める。

別表12水島港の表２代・Ａの項中「新日本石油精製岸壁」を「ＪＸ日鉱日石エネルギー水島製油所Ａ工場岸壁」に改め、同表２代・Ｂの項中「ジャパンエナジー桟橋」を「ＪＸ日鉱日石エネルギー水島製油所Ｂ工場桟橋」に改める。

別表13関門港の表田野浦区の部２代・Ｔの項中「（太刀浦係船岸壁」の次に「及び太刀浦１号物揚場」を加え、同表小倉区の部２代・Ｒの項中「堺川廃棄物積出桟橋」を「北九州市日明積出基地」に、「九州化学工業岸壁」を「九州化学工業桟橋」に、「新日鉄化学戸畑１号岸壁」を「新日鉄化学戸畑１号桟橋」に改め、同部２代・Ｒ・Ｓの項中「堺川新日鉄化学桟橋」を「新日鉄高炉セメントの１設、３設桟橋、原料船岸壁」に改め、同表若松区の部２代・Ｙ・Ｏの項中「五島商店桟橋」を「五島商店岸壁」に、「江川汚泥桟橋」を「北九州市環境局江川中継所桟橋」に、「三菱マテリアル岸壁」を「三菱マテリアル桟橋」に改め、同部２代・Ｙ・Ｒの項中「三菱化成重油桟橋」を「三菱化学重油桟橋」に、「三菱化成合成４号桟橋」を「三菱化学合成４号桟橋」に改め、同部２代・Ｙ・Ｋの項中「二島公共岸壁」を「二島岸壁」に、「三菱化成コークス１号桟橋」を「三菱化学コークス１号桟橋」に、「三菱化成硝酸１号桟橋」を「三菱化学硝酸１号桟橋」に改め、同部２代・Ｙ・Ｄの項中「黒崎小野田セメント岸壁」を「太平洋セメント岸壁」に改め、同部２代・Ｙ・Ｂの項中「鉄道桟橋」の次に「八幡製鉄」を加え、同部２代・Ｙ・Ｗの項中「岬ノ山岸壁」を「岬ノ山岸壁」に改め、同部２代・Ｙ・Ｚの項中「１号から５号」を「１号から５号」に、同部２代・Ｙ・Ｘの項中「日華油脂岸壁」を「㈱Ｊ－オイルミルズ若松工場岸壁」に、「日立金属東岸壁」を「日立金属東岸壁」に、「東海鋼業岸壁」を「㈱トーカイ岸壁」に改め、同部２代・Ｙ・Ｈの項中「安瀬南泊地」を「安瀬南第１泊地」に、「響灘係船ドルフィン」を「響灘南岸壁」に、「響灘公共岸壁」を「響灘コールセンター第１岸壁」に、「ひびきコールセンター岸壁」を「響灘南岸壁」に、「戸畑共同火力重油ドルフィン」を「戸畑共同火力重油桟橋」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○関東地方整備局告示第四百六十二号

次のような道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十七日　　関東地方整備局長　上保　修

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二十号	甲府市国母七丁目一一〇八番地先から同市国母七丁目一〇〇〇番一まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十七日

○中部地方整備局告示第百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十二月二十七日　　中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号　　―

二　中部地方整備局長　十

登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＣＩ東海

三(1)　評価員の指名の変更

変更前	
変更後	原田　義昭、高木　優

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月十五日